

SingleID サービス利用約款

第1条（目的）

SingleID サービス利用約款（以下、「本約款」といいます）は、お客様（以下「甲」といいます）と株式会社SingleID（以下、「乙」といいます）との間で、アプリケーション及びネットワーク機器の連携対象(以下、「連携対象」といいます)に対する別表 1 記載の機能拡張サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用について定めるものとします。

第2条（申込方法）

1. 本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾のうえ、乙または乙の販売代理店所定の利用申込書に必要事項を記入し、乙または当該販売代理店に提出するものとします。
2. 前項の申込みについて乙の承諾を受けた甲は、利用申込書に記載されたユーザ数その他の契約内容の範囲内で、本サービスを利用できるものとします。ユーザ数その他の契約内容の追加または変更を希望する場合、甲は、乙または乙の販売代理店所定の方法により申し込むものとし、乙が承諾した時点で当該追加または変更の効力が生じるものとします。
3. 甲は、本サービスを利用するすべての者（以下「利用者」といいます）に本約款を遵守させるものとし、利用者による行為を甲自身の行為として責任を負うものとします。利用者による本約款違反があった場合、乙は、事前の通知または催告を要することなく、当該利用者または甲による本サービスの利用を制限もしくは停止し、または利用契約を解除することができるものとします。

第3条（サービス開始日）

本サービスの利用開始日（以下「サービス開始日」といいます）は、乙が甲の利用申込みを承諾し、甲に設定情報および識別符号を付与して本サービスを利用可能な状態とした日、または利用申込書に記載された日のいずれか遅い日とします。

第4条（本約款の成立ならびに更新）

乙が甲の利用申込みを承諾した時点で、本約款を内容とする利用契約が成立するものとします。ただし、甲が次の各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると乙が合理的に判断した場合、乙は、利用申込みを承諾せず、または承諾後であっても承諾を取り消し、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 甲が、当該申込みに係る約款上の債務の支払いを怠るおそれがあると乙が判断した場合
 - (2) 甲が、本約款第2条の利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - (3) その他前各号に準ずる事由がある場合、甲が反社会的勢力に該当する場合、または甲による本サービスの利用が乙もしくは第三者の業務、設備、信用もしくは安全に支障を及ぼすおそれがあると乙が合理的に判断した場合
 - (4) 本サービスの提供に著しい支障を及ぼすと認められる事情が生じた場合
2. 利用契約の契約期間は、利用申込書に記載された期間とします。乙から直接本サービスを購入した場合、契約期間満了日の45日前までに甲または乙のいずれからも書面または電磁的方法による更新拒絶の通知がない限り、利用契約は同一条件で1年間更新され、以後も同様とします。
3. 乙の販売代理店から本サービスを購入した場合、契約更新の手続、通知方法および通知期限は甲と当該販売代理店との間の取り決めによるものとします。ただし、別段の取り決めがない場合、甲は契約期間満了日の45日前までに当該販売代理店へ更新拒絶を通知するものとし、当該期限までに通知がないときは、利用契約は同一条件で1年間更新され、以後も同様とします。

第5条（甲の氏名等の変更および地位の承継）

- 1. 甲は、その氏名、名称、住所または居所に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に関係書類を乙へ提出し届け出るものとします。
- 2. 甲が、合併・分割・事業譲渡等によりその地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に乙規定の書類を乙に提出し届け出るものとします。
- 3. 甲の利用契約上の地位の承継には、乙の事前の書面による承諾を要するものとします。ただし、合併その他の包括承継の場合、乙は、承継人の信用状態、事業内容、本サービスの利用目的その他の事情を考慮し、合理的な理由なく承諾を拒まないものとします。

第6条（料金の支払）

1. 甲は、サービス利用費用に消費税相当額を加えた額を、乙または甲が購入した本サービスの販売代理店に対し、契約開始日を含む月の翌月末までに支払うものとします。
2. 本サービスのユーザ数追加料金は、追加利用開始月より期間満了月までの残月期間の月間費用となります。甲は追加されたユーザの利用期間が1ヶ月間に満たない場合も1ヶ月間の月間費用を支払うものとします。
3. 契約期間中に消費税その他公租公課の税率が変更された場合、変更後の税率は法令上の適用日から適用されるものとし、甲は、乙または乙の販売代理店の請求に従い、既払額との差額を支払うものとします。
4. 甲が支払った本サービスの料金は、本約款に別段の定めがある場合を除き、利用契約の解約もしくは解除、本サービスの停止もしくは中断、ユーザ数の減少その他理由の如何を問わず、返還されないものとします。

第7条（本サービスに関する制限事項）

1. 甲は、本サービスを構成し、または本サービスに関連して乙から提供されるソフトウェア、プログラム、API、設定情報、ドキュメントその他一切の資料（以下「本ソフトウェア等」といいます）について、利用契約の目的および範囲を超えて、複製、頒布、貸与、送信、公衆送信、リース、担保設定、譲渡、転売、第三者への利用許諾その他これらに類する行為を行ってはなりません。
2. 甲は、法令により明示的に認められる場合を除き、本ソフトウェア等の修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、派生物の作成、構成部分の分離利用その他乙が許諾していない解析または利用を行ってはなりません。
3. 甲は、乙または第三者の設備に過大な負荷を生じさせる行為、不正アクセス、脆弱性探索、認証情報の不正取得もしくは不正利用、サービス妨害攻撃、ボットその他の自動化手段による不正なアクセス、マルウェアの送信その他本サービスの安全または安定的な運営を害する行為を行ってはなりません。乙は、これらの行為またはそのおそれを検知した場合、事前の通知を要することなく、通信遮断、アクセス制限、認証情報の無効化、利用停止その他必要な措置を講じることができ、当該措置により甲に生じた損害について、乙の故意または重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

第8条（仕様変更）

1. 乙は、連携対象もしくは第三者サービスの仕様変更、法令もしくは行政上の要請、セキュリティ上の必要、技術上もしくは運用上の事情その他合理的な理由により、本サービスの全部または一部について、機能の追加、変更もしくは終了、後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更その他の仕様変更を行うことができるものとします。
2. 乙は、仕様変更を行う場合、甲への影響および緊急性を考慮し、乙が適当と判断する方法により事前または事後に通知します。甲の承諾は要しないものとし、変更後に甲が本サービスを利用した場合、甲は当該変更に同意したものとみなします。

第9条（知的財産権）

1. 本サービスおよび本ソフトウェア等に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウその他一切の知的財産権は、乙または乙に利用を許諾した正当な権利者に帰属します。本約款は、甲に対し、本サービスを利用するために必要な範囲を超えるいかなる権利も移転または許諾するものではありません。
2. 本サービスの利用によりアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。
3. 乙は、本サービスの提供を通じて取得した利用状況、ログその他の情報を、甲および利用者を特定できない形式に加工したうえで、本サービスの品質向上、セキュリティ対策、新サービスの開発、統計資料の作成その他の目的のために利用できるものとします。また、甲または利用者が乙に提供した本サービスに関する意見、要望その他のフィードバックについて、乙は無償で自由に利用できるものとします。

第10条（権利譲渡の禁止）

甲は、本サービスの利用権の全部または一部を、書面による乙の事前の許可なく、第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で利用させないものとします。

第11条（提供の停止）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、または本サービス、乙もしくは第三者の設備、情

報もしくは信用を保護するため緊急の必要がある場合、乙は、事前の通知または催告を要することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止し、アクセスを制限し、または認証情報を無効化することができるものとします。

- (1) 乙が甲に対して、支払い遅滞の通知をしたにもかかわらず、甲が本サービスの料金の支払を怠った場合
 - (2) 甲の申込みにあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
 - (3) 甲が本約款のいずれかの規定に違反した場合
2. 前項に基づく措置は、乙による損害賠償請求または利用契約の解除を妨げないものとします。甲は、当該措置の期間中も料金の支払義務を負い、乙は、乙の故意または重大な過失による場合を除き、当該措置により甲に生じた損害について責任を負いません。

第12条（提供の中断）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
- (1) 乙の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 乙または乙の委託先の設備に障害が発生した場合、または障害の予防、調査もしくは復旧のために必要な場合
 - (3) 電気通信事業者、クラウド事業者、データセンター事業者その他第三者によるサービスの停止、障害または仕様変更により、本サービスを提供できない場合
2. 前各号のほか、サイバー攻撃、不正アクセス、マルウェア感染、認証情報の漏えいまたはそのおそれ、天災地変、法令もしくは行政上の要請その他乙の合理的な支配を超える事由が発生した場合、乙は本サービスを中断することができます。乙は、可能な場合には事前に甲へ通知しますが、緊急時には事後の通知で足りるものとします。
3. 甲は、本条に基づく中断期間中も料金の支払義務を負うものとし、乙は、乙の故意または重大な過失による場合を除き、中断により甲に生じた損害について責任を負いません。

第13条（利用の制限）

乙は、天災地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、法令上または公共の利益のために緊急を要する通信を優先し、または本サービスの提供を制限

もしくは停止することができるものとします。

第14条（サービスの廃止）

1. 乙は、事業上、技術上、セキュリティ上その他合理的な理由により、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. 乙は、本サービスの全部を乙の都合により廃止する場合、原則として廃止日の3か月前までに、書面または乙が適当と判断する方法で甲に通知します。この場合、甲が乙または乙の販売代理店に支払った料金のうち廃止日後の未経過期間に対応する前払料金があるときは、当該金額を月割りで算定し、乙から直接または当該販売代理店を通じて甲に返金するものとし、これをもって乙および本サービスの販売代理店の責任の全部とします。
3. 天災地変、重大な障害、サイバー攻撃、連携対象もしくは第三者サービスの終了その他乙の合理的な支配を超える事由により本サービスの復旧または継続が困難であると乙が判断した場合、乙は、事前の通知なく本サービスの全部または一部を休止または廃止することができるものとします。

第15条（甲による中途解約）

甲が利用契約の中途解約を希望する場合、乙所定の方法により毎月10日までに通知することにより、当月末日付で利用契約を解約できます。ただし、利用申込書または販売代理店との取り決めに別段の定めがある場合を除き、乙または販売代理店は、既に受領した料金を返金せず、未払の契約期間分の料金がある場合、甲はこれを直ちに支払うものとします。

第16条（乙が行う解約）

1. 乙は、第11条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当したことにより本サービスの利用を停止された甲が、停止日の翌日から14日以内または乙が別途指定する期間内に停止事由を解消しない場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。
2. 乙は、甲に次の事由が発生した場合、または甲による本サービスの継続利用がセキュリティ上もしくは信用上重大な支障を及ぼすおそれがあると合理的に判断した場合、何ら

の通知または催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立をなし、または他からその申立をなされたとき
- (2) 仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けたとき
- (3) 手形、小切手の不渡り処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

第17条（データの管理及び削除）

1. 本サービスを提供するシステム内に保存された甲のデータ等に関する権利は甲または正当な権利者に帰属します。甲は、自らの責任において、当該データ等の適法性、正確性および必要なバックアップを確保するものとします。
2. 乙は、本サービスの安全性および安定性を維持するため、乙が合理的と判断する情報セキュリティ対策を講じるものとします。ただし、乙は、サイバー攻撃その他の脅威を完全に防止することを保証するものではありません。
3. 乙は、不正アクセス、サービス妨害攻撃、マルウェア、認証情報の漏えいその他のセキュリティ上の脅威またはそのおそれを検知した場合、被害の予防、拡大防止、調査または復旧のため、事前の通知なく、通信の監視もしくは遮断、アクセス制限、認証情報の変更もしくは無効化、機能制限、データの隔離その他乙が必要と判断する措置を講じることができるものとします。
4. 甲は、認証情報を適切に管理し、乙が必須として指定する多要素認証、アクセス制御、端末管理その他の安全管理措置を実施するものとし、乙が推奨する安全管理措置については、その実施に努めるものとします。甲は、セキュリティ事故またはそのおそれを知った場合、直ちに乙へ通知し、乙の調査および対応に合理的な範囲で協力するものとします。
5. 甲または利用者の環境、設定、認証情報の管理不備その他甲の責めに帰すべき事由によりセキュリティ事故が発生した場合、甲は、その対応に要した合理的な費用および乙または第三者に生じた損害を負担するものとします。
6. 甲は、利用契約の終了日までに必要なデータ等を自ら取得するものとします。乙は、利用契約終了後90日間、乙が定める方法により当該データ等を保持できるものとし、その期間経過後、法令上保存が必要な場合を除き、順次削除します。乙は、削除後のデータ等を復元する義務を負わず、乙の故意または重大な過失による場合を除き、保持、削除

または復元不能により甲に生じた損害について責任を負いません。

第18条（責任の制限）

1. 本サービスの保守、修正、仕様変更、更新およびバージョンアップ等は、本約款および乙が別途定める条件に従うものとします。乙は、本サービスが甲の特定の目的に適合すること、常時中断なく利用できること、すべての不具合もしくは脆弱性が修正されること、または特定の機能が永続的に提供されることを保証しません。
2. 乙および本サービスの販売代理店は、本サービスに関連して甲に生じた逸失利益、事業機会の喪失、データの消失もしくは毀損、間接損害、特別損害、偶発的損害または結果損害について、予見可能性の有無を問わず責任を負いません。本サービスの利用不能により甲に生じた損害については、乙の故意または重大な過失による場合を除き、乙は責任を負いません。乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、その範囲は甲に現実に生じた直接かつ通常の損害に限られ、乙の賠償責任の総額は、損害発生の原因となった事由が生じた月の直前12か月間の利用期間に対応する本サービスの料金相当額（甲が乙または乙の販売代理店のいずれに支払ったか、および支払時期を問わず、消費税相当額を除きます）を上限とします。
3. 天災地変、戦争、暴動、感染症の流行、法令の制定改廃、電気通信事業者、クラウド事業者その他第三者のサービスの障害その他乙の合理的な支配を超える事由、悪意ある第三者による不正アクセス、サービス妨害攻撃、マルウェア、認証情報の窃取もしくは不正利用その他のサイバー攻撃、または甲もしくは利用者の端末、ネットワーク、設定もしくは認証情報の管理に起因して損害が生じた場合、乙および本サービスの販売代理店は、乙の故意または重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
4. 甲もしくは利用者による本約款違反、法令違反その他甲または利用者の責めに帰すべき事由により第三者（他の利用者を含みます）との間で紛争が生じ、または第三者に損害が生じた場合、甲は自己の責任と費用でこれを解決し、乙および本サービスの販売代理店を免責するものとします。当該紛争または損害に起因して乙または本サービスの販売代理店に損害、費用または負担が生じた場合、甲はこれを賠償するものとします。
5. 乙および本サービスの販売代理店は、甲のデータ等の完全性、正確性、可用性または保存を保証せず、データ等の消失、毀損、改変または漏えいについて、乙の故意または重

大な過失による場合を除き、責任を負いません。乙が責任を負う場合の範囲および上限は、前各項の定めに従うものとします。

6. 本サービスの販売代理店は乙の代理人ではなく、乙は、販売代理店が甲に対して行った本約款と異なる表示、保証、約束その他の取り決め（料金、返金、サービスレベル、サポート等に関するものを含みます）について、乙が書面により承諾した場合を除き、責任を負いません。甲と販売代理店との取り決めが本約款と矛盾する場合、本サービスの内容および乙の責任に関しては、本約款が優先するものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、甲が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。
 - （1） 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当する場合
 - （2） 自らまたは第三者を利用して、乙に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - （3） 乙に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
 - （4） 自らまたは第三者を利用して、乙の名誉、信用または社会的評価を不当に毀損する行為をした場合
 - （5） 自らまたは第三者を利用して、偽計、威力その他不当な手段により乙の業務を妨害した場合
2. 乙は、前項により本利用契約を解約した場合には、甲に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第20条（約款の変更等）

乙は、変更が甲の一般の利益に適合する場合、または変更の必要性、変更後の内容の相当性、利用契約の目的その他の事情に照らして合理的である場合、本約款を変更することができます。乙は、変更後の本約款の内容および効力発生日を、乙のウェブサイトへの掲載その他乙

が適当と判断する方法により周知します。変更後の本約款は、周知した効力発生日から適用されます。ただし、法令上甲の同意が必要となる変更については、乙は乙所定の方法により甲の同意を取得します。

第 2 1 条（機密保持）

乙は、本サービスの提供または利用契約の履行に関連して甲から開示を受けた技術上、営業上その他の情報であって、秘密である旨が明示された情報またはその性質上秘密として取り扱うことが合理的な情報（以下「機密情報」といいます）を、本サービスの提供、保守、セキュリティ確保、料金請求その他利用契約の履行に必要な目的の範囲内でのみ使用し、甲の事前の承諾なく第三者に開示しないものとします。ただし、乙の役員、従業員、委託先、専門家または関係会社に対し、必要な範囲で同等の秘密保持義務を課して開示する場合は、この限りではありません。甲は、本ソフトウェア等、設定情報、認証情報、脆弱性診断の結果、セキュリティに関する情報その他本サービスに関連して乙から開示を受けた情報を秘密として保持し、本サービスの利用目的以外に使用せず、乙の事前の書面による承諾なく第三者に開示しないものとします。次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報に含まれません。

- （1） 甲より乙に対して開示された時点において既に公知のもの。
- （2） 甲より乙に対する開示後、乙の責めによらずして公知となったもの。
- （3） 甲より乙に対して開示された時点で既に乙が保有していたもの。
- （4） 乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- （5） 法令、裁判所、監督官庁その他権限ある機関の命令または要請に基づき開示することを求められた情報。この場合、乙は、法令上許される範囲で、事前または事後速やかに甲へ通知します。
- （6） 本条に基づく乙の秘密保持義務は、利用契約終了後3年間存続するものとします。ただし、営業秘密に該当する情報については、当該情報が営業秘密として保護される間、存続するものとします。

第 2 2 条（個人情報の保護）

1. 乙は、利用申込み、本サービスの提供、問い合わせ対応その他本サービスに関連して取得す

る個人情報を、個人情報の保護に関する法令および乙が公表する[プライバシーポリシー](#)に従い、適切に取り扱います。

2. 乙は、取得した個人情報を、次の各号に定める目的その他プライバシーポリシーに定める目的の範囲内で利用します。

- (1) 機能拡張サービスなどの各種サービスの提供のため
- (2) 本サービスの変更、更新、追加、停止、解約、利用状況の確認その他の契約および利用者管理のため
- (3) 請求処理、入金確認、支払の督促などの業務のため
- (4) 本サービスの提供上必要な連絡、重要なお知らせ、セキュリティ情報その他の情報を甲または利用者に通知するため
- (5) お問合わせいただいた際の本人確認のため
- (6) 提供中の本サービス、新サービスの開発に対するご意見の聴取のため
- (7) 本サービスの利用状況を分析し、本サービスの品質、利便性および安全性を改善するため
- (8) 乙または乙の関係会社の商品もしくはサービスの案内、商談、営業活動またはマーケティングのため

3. 乙は、前項の利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、乙は、法令に従い、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

4. 乙は、以下のいずれかに該当する場合には甲の個人情報を第三者に開示することができるものとします。

- (1) あらかじめ甲の同意が得られている場合
- (2) 法令に基づき開示しなければならない場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合

第23条（準拠法）

本約款および利用契約の成立、効力、履行および解釈には、日本法を適用します。

第 2 4 条（合意管轄）

本約款または本サービスに関連して甲と乙との間に生じた一切の紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 5 条（協議）

本約款に定めのない事項または本約款の履行について疑義が生じた場合、甲および乙は、誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

付則（発効期日）

この約款は 2021 年 9 月 1 日より効力を発するものとします。

2026年10月10日改定

別表 1 機能拡張サービス

1 SingleID :

- 1.1 ネットワーク認証 (Radius/LDAP)
- 1.2 アプリケーション認証 (SAML/OIDC)
- 1.3 プライベートPKI

2 カタログ :

- 2.1 ネットワークカタログ
- 2.2 アプリケーションカタログ

3 アカウント :

- 3.1 特権MSPアカウント
- 3.2 MSPアカウント
- 3.3 顧客アカウント
- 3.4 サポートアカウント

4 ヘルスチェック（脆弱性診断） :

- 4.1 ファイアウォール
- 4.2 IaaS
- 4.3 アプリケーション